

2026 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名	株式会社コンヴァノ (コード:6574 東証グロース)		
代表者名	代表取締役社長	上四元 絢	
問合せ先	執行役員	藤田 真也 (TEL:03(3770)1190(代表))	

株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 24 日開催の取締役会において、2026 年 9 月 30 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合の目的

本件は、当社の普通株式 10 株を 1 株に併合する株式併合を実施するものであります。

当社は、2025 年 7 月 17 日及び同年 8 月 15 日開催の各取締役会において、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることを目的として、それぞれ株式分割(普通株式 1 株につき 10 株の割合)を実施いたしました。これらの株式分割により、当社株式の投資単位(1 単位(100 株)を所有するために必要な金額)は、合計で 100 分の 1 の水準となりました。各株式分割に係る取締役会決議日における当社株式の終値、当該終値を基礎とした投資単位、並びに当該終値により株式分割を行った場合の理論上の株価及び投資単位は、次のとおりであります。まず、1 回目の株式分割(2025 年 7 月 17 日開催の取締役会決議)につきましては、決議日の終値は 1 株につき 8,530 円であり、これを基礎とした投資単位は 853,000 円でありました。当該終値を基礎として普通株式 1 株を 10 株に分割した場合の理論上の株価は 1 株につき 853 円、投資単位は 85,300 円となります。次に、2 回目の株式分割(2025 年 8 月 15 日開催の取締役会決議)につきましては、決議日の終値は 1 株につき 1,647 円であり、これを基礎とした投資単位は 164,700 円でありました。当該終値を基礎として普通株式 1 株を 10 株に分割した場合の理論上の株価は 1 株につき 164.7 円、投資単位は 16,470 円となります。なお、上記の各株式分割後の株価及び投資単位は、いずれも各決議日の終値に分割割合を乗じて算出した理論上の数値であり、実際の株価は各時点において変動しております。

もっとも、短期間に 2 度の分割を行った結果、当社の株価は 100 円、投資単位は 10,000 円(2026 年 8 月 21 日現在)となっており、株式会社東京証券取引所が 2025 年 4 月に公表した「少額投資の在り方に関する勉強会」報告書においては、個人投資家に対するアンケート調査の結果として、個人投資家が求める投資単位について「10 万円～」との回答が 26.2%と最も多くを占める一方、「1 万円～」との回答も 11.8%存在することが示されております。当社の現在の投資単位は、当該アンケート調査において最も多くの回答を集めた「10 万円～」の水準と比較すると、相当に低い水準にとどまっ

ております。株価水準が低いことは、僅かな価格変動が比率としては大きく現れやすく、投資対象としての安定性の観点から改善の余地があるものと認識しております。

この点、当社は、2025 年 8 月 15 日付で公表した株式分割に関する開示資料において、当該株式分割の目的として、「本分割により、最低投資金額は従来の 10 分の 1 水準へと実質的に低下し、より幅広い投資家が参入しやすい価格帯を実現します。これにより、出来高の増加や板の厚みの形成、表示・実効スプレッドの縮小が期待され、需給の偏在に左右されにくい、効率的で安定的な株価形成につながるものと考えております。」「さらに、流動性の厚みがもたらす価格の耐性向上は短期的なボラティリティの抑制にも寄与し、長期志向の株主にとって投資継続性の高い市場環境を提供します。」と説明しておりました。当社が 2025 年 7 月及び 8 月の各株式分割を実施した当時は、当社株式の流動性を高め、投資家層を拡大することを最優先の課題と位置付けており、投資単位の引下げがその最も直接的な手段であると考えていたものであります。

しかしながら、2 度の株式分割の実施後における当社株式の状況をみると、投資単位の引下げによる投資家層の拡大は一定程度実現した一方で、株価が 100 円前後の水準で推移した結果、呼値の単位(1 円)が株価に占める比率が 1%程度となりました。すなわち、当社が各株式分割において企図した「効率的で安定的な株価形成」及び「短期的なボラティリティの抑制」という効果は、投資単位の引下げのみによっては十分に得られず、かえって株価水準が低いことによる価格変動の相対的な大きさが、投資対象としての安定性を損なう要因となっているものと認識しております。この点を具体的な数値により申し上げますと、呼値の単位である 1 円が株価に占める比率は、2 度の株式分割の実施前は 0.01%程度でありましたが、2 度の株式分割の実施後は 1.0%(1 円÷100 円)となり、約 85.3 倍に拡大しております。これは、当社株式の株価が呼値の単位 1 つ分だけ変動した場合に、1 単位(100 株)当たりの評価額が 100 円変動し、投資単位 10,000 円に対して 1.0%の損益が生じることを意味いたします。また、当社株式の流動性につきましては、1 日平均売買代金が 2 度の株式分割の実施前の 159,475 千円から実施後は 962,277 千円へ、1 日平均売買高が 2,403,524 株から 4,864,782 株へと推移しており(いずれも 1 回目の株式分割の効力発生日前 3 か月間及び 2 回目の株式分割の効力発生日後 3 か月間の平均。なお、売買代金は、日次の出来高加重平均価格(VWAP)に出来高を乗じて算出した概算値であり、株式会社東京証券取引所が公表する実績の売買代金とは一部異なる場合があります)、売買高の増加が一定程度実現したほか、売買代金についても一定の増加効果がみられました。

また、当社が 2025 年 7 月及び 8 月の各株式分割を実施した当時は、上記のとおり流動性の改善を優先しており、2 度の株式分割を連続して実施した場合に投資単位が上記のアンケート調査において最も多くの回答を集めた「10 万円～」の水準を大きく下回る点となる点、及びそれが株価形成に及ぼす影響について、十分な検討を行っておりませんでした。この点は、当社の検討が不十分であったものと反省しており、今後の資本政策の検討に際しては、投資単位の水準が株価形成に及ぼす影響を含め、慎重に検討してまいります。今般、上記の株価形成の状況を踏まえ、投資単位を 10 万円程度の水準に調整することが、当社株式の投資対象としての安定性を高め、中長期的な株主層の形成に資するものと判断するに至ったものであり、この点が 2025 年 7 月及び 8 月の各株式分割の当時の判断と本株式併合との差異であります。

当社は、投資家の皆様に投資しやすい環境を提供するという従来からの方針を維持しつつ、投資単位を適正な水準へ調整することが望ましいと判断し、本株式併合を実施するものであります。本株式併合は、株主の皆様の当社に対する実質的な持分に変動を生じさせるものではなく、また、後記 3. 及び

6. のとおり、本株式併合により単元未満株式を所有することとなる株主の皆様に対しては、会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の買取請求制度に加え、新たに単元未満株式の売渡請求(買増請求)制度を導入することといたしました。当社は、これらの方策を併せて講じることにより、投資単位の適正化と株主の皆様の権利の保護との両立を図っております。

なお、本株式併合の実施後における当社株式の投資単位は、上記の株価を基礎とした場合、100,000円となる見込みであり、上記報告書のアンケート調査において最も多くの回答を集めた「10万円～」の水準と同程度となります。また、本株式併合後の当社株式の株価は、上記の株価を基礎とした場合、理論上1株につき1,000円となり、呼値の単位(1円)が株価に占める比率は0.1%程度となります。これにより、僅かな価格変動が比率としては大きく現れやすいという現在の状況は、相当程度改善されるものと考えております。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

10株につき1株の割合をもって併合いたします。(2026年10月31日の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有株式数が基準となります。)

(3) 効力発生日

2026年11月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

173,398,400株

発行可能株式総数についての定款規定は、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に変更されます。なお、当該株式数は、会社法第180条第3項の規定に従い、効力発生日における発行済株式の総数(50,915,600株)の4倍(203,662,400株)を超えないものであります。

(5) 併合により減少する株式数

① 併合前の発行済株式総数(2026年6月30日現在)	509,156,000株
② 併合により減少する株式数	458,240,400株
③ 併合後の発行済株式総数	50,915,600株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は、本日現在、2026年3月10日を払込期日として発行した第5回新株予約権(有償ストック・オプション)134,100個(目的である株式の数13,410,000株)を発行しております。当該新株予約権の権利行使期間は2032年7月1日から2036年3月9日までであり、本株式併合の効力発生日までに行使されることはないため、当該新株予約権の行使により上記の株式数が変動することはありません。また、本株式併合に伴い、当該新株予約権の目的である株式の数及び行使価額は、その発行要項の定めに従い、本株式併合の効力発生日において、それぞれ1個当たり100株から10株に、1株につき124円から1,240円に調整されま

す。なお、当社が 2025 年 7 月 16 日を払込期日として発行した第 4 回新株予約権(行使価額修正条項付)は、2025 年 8 月 26 日付「第 4 回新株予約権(行使価額修正条項付)の大量行使、月間行使状況及び権利行使完了に関するお知らせ」のとおり、その全部について権利行使が完了しております。

3. 併合により減少する株主数及び単元未満株式の取扱い

2026 年 3 月 31 日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数	(割合)	所有株式数	(割合)
総株主数	16,004	(100.00%)	509,156,000	(100.00%)
10 株未満所有株主	396	(2.47%)	1,095	(0.0002%)
10 株以上 100 株未満所有株主	497	(3.11%)	15,323	(0.0030%)
100 株以上 1,000 株未満所有株主	8,876	(55.46%)	2,399,236	(0.4712%)
1,000 株以上所有株主	6,235	(38.96%)	506,740,346	(99.5256%)

(注)1. 上記には、当社が保有する自己株式(520,100 株)を含んでおります。

2. 上記の株主構成は 2026 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づくものであり、本日別途公表いたしました「特定の株主からの自己株式の取得に関するお知らせ」に記載の自己株式の取得その他の要因により、本株式併合の効力発生日の前日(2026 年 10 月 31 日)現在の株主構成、株主数及び端数の見込みは上記と異なることとなります。

本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主の皆様 396 名は、株主たる地位を失うこととなり、本株式併合後の株主数は 15,608 名となる見込みであります。

また、所有株式 100 株以上 1,000 株未満の株主の皆様 8,876 名は、本株式併合後の所有株式数が 1 単元(100 株)に満たないこととなるため、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。また、所有株式 10 株以上 100 株未満の株主の皆様 497 名は、本株式併合前においても単元未満株式のみを所有されており、本株式併合後も引き続き単元未満株式のみを所有することとなります。この結果、本株式併合後に単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、上記 8,876 名と当該 497 名の合計 9,373 名(総株主数 16,004 名の 58.57%)となる見込みであり、その所有株式数の合計は 2,414,559 株(本株式併合後の株式数に換算して約 241,455 株)であります。

なお、本株式併合により当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定により、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。当該買取請求には、株式の売買の委託に係る手数料相当額として当社が別途定める買取手数料が必要となります。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、当社は、本株式併合により多数の株主の皆様が単元未満株式を所有することとなる影響を緩和するため、本臨時株主総会に付議する定款の一部変更の議案において、単元未満株式の売渡請求制度(単元未満株主の皆様が、その所有する単元未満株式と併せて 1 単元となる数の株式を当社から買い増すことを請求することができる制度)を導入することといたしました。当該制度の導入により、単元未満株主となる株主の皆様は、買増しのご請求をいただくことで 1 単元の株式を所有し、議決権の行使及び取引所市場における売買を行うことが可能となります。具体的なお手続きは当社の株式取扱規

程に定めるところによるものとし、その詳細につきましては本臨時株主総会の招集ご通知においてお知らせいたします。

4. 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、その端数の合計数に相当する数の株式を一括して市場において行う取引により売却し、その代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

当該処分により株主の皆様に交付されることが見込まれる金銭の額は、処分時における当社株式の市場価格を基礎として決定されるため、現時点において確定しておりません。なお、2026 年 3 月 31 日現在の株主名簿を前提とした場合に生じる端数の合計は、本株式併合後の株式数に換算して 245.00 株であり、これに前記 1. に記載の株価(100 円)に併合の割合(10)を乗じた金額(1,000 円)を乗じた場合、端数が生じる株主の皆様 690 名(本株式併合前の所有株式数が 10 の倍数でない株主の皆様であり、前記 3. の 10 株未満所有株主 396 名を含みます。)に対して交付される金銭の額の合計は約 25 万円となる見込みであります。なお、会社法第 235 条第 1 項の規定により、端数の合計数に 1 に満たない端数が生じる場合にはこれを切り捨てるものとされておりますが、上記の前提においては端数の合計数が 245.00 株となり切捨ては生じないため、実際に処分する株式数は 245 株となる見込みであります。

5. 併合の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

6. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

本株式併合による当社発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。なお、本変更は、会社法第 182 条第 2 項の規定に基づき、本臨時株主総会における本株式併合議案の承認可決をもって、本株式併合の効力発生日に定款の変更をしたものとみなされます。また、本株式併合により多数の株主の皆様が単元未満株式を所有することとなることを踏まえ、単元未満株主の皆様の保護を図るため、単元未満株主の皆様が、その所有する単元未満株式と併せて 1 単元(100 株)となる数の株式を当社から買い増すことを請求することができる旨の規定(単元未満株式の売渡請求)を現行定款第 8 条の次に新設するとともに、これに伴い現行定款第 8 条(単元未満株式についての権利)に当該請求をする権利を加えるものであります(これらの変更は、本臨時株主総会における定款の一部変更の議案の承認可決により効力を生じるものであり、上記のみなし変更とは異なります。)

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,733,984,000 株</u> と	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>173,398,400 株</u> とす

する。	る。
(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利(新設)	(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) <u>次条に規定する請求をする権利</u>
(新設)	(単元未満株式の売渡請求) <u>第 8 条の2 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>

(注)上記のうち、発行可能株式総数(第 6 条)に係る変更は、会社法第 182 条第 2 項の規定に基づき本株式併合の効力発生日にその効力を生じるものであり、本臨時株主総会の議案とはしておりません。単元未満株式の売渡請求に係る変更(第 8 条及び第 8 条の 2)は、定款一部変更の議案として本臨時株主総会に付議いたします。

7. 単元株式数について

当社の単元株式数(100 株)に変更はありません。当社の単元株式数は併合の割合(10)の倍数であるため、100 株単位でご所有いただいている株主の皆様には 1 株に満たない端数が生じません。本株式併合の実施により、1 単元当たりの投資金額は増加いたします。

8. 反対株主の株式買取請求

本株式併合により 1 株に満たない端数となる株式を有することとなる株主の皆様のうち、会社法第 182 条の 4 第 2 項に定める反対株主(本臨時株主総会に先立って本株式併合に反対する旨を当社に対し通知し、かつ、本臨時株主総会において本株式併合に関する議案に反対された株主の皆様及び本臨時株主総会において議決権を行使することができない株主の皆様)は、同条第 1 項の規定に基づき、当社に対し、当該端数となる株式を公正な価格で買い取ることを請求することができます。当該請求は、会社法第 182 条の 4 第 4 項の規定により、本株式併合の効力発生日の 20 日前の日(2026 年 10 月 12 日)から効力発生日の前日(2026 年 10 月 31 日)までの間に行っていただく必要があります。手続の詳細につきましては、本臨時株主総会の招集ご通知及び会社法第 182 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 181 条第 1 項の規定による通知においてお知らせいたします。

なお、会社法第 182 条の 2 第 1 項の規定に基づく事前開示書面は、本臨時株主総会の日の 2 週間前の日又は同法第 182 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 181 条第 1 項の規定による通知の日若しくは同条第 2 項の公告の日のいずれか早い日から、本株式併合の効力発生日後 6 箇月を経過する日までの間、当社本店に備え置く予定であります。また、当社は、上記の法定の期間に先立ち、2026 年 9 月 15 日から備え置く予定であります。株主の皆様は、当社の営業時間内は、いつでも当該書面の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができます。

9. 少数株主の皆様への利益への配慮について

当社には、当社の議決権の61.56%(2026年3月31日現在)を保有する筆頭株主である株式会社NTが存在いたします。本株式併合は、投資単位の水準を適正化することを目的とするものであり、株主の皆様の議決権比率その他の権利関係を実質的に変動させることを目的とするものではありません。本株式併合の前後において、各株主の皆様の持株比率は、理論上、1株に満たない端数の処理により生じる影響を除き、変動いたしません。

もっとも、本株式併合により、2026年3月31日現在の株主名簿を前提といたしますと、前記3.のとおり、所有株式100株以上1,000株未満の株主の皆様8,876名(総株主数16,004名の55.46%)が新たに単元未満株主となり、株主総会における議決権及び取引所市場における売買機会を失うこととなります。これらの株主の皆様の所有株式数の合計は2,399,236株(発行済株式総数の0.4712%)。本株式併合後の株式数に換算して約239,923株)であり、これに係る議決権(最大23,992個)が消滅することとなります。この結果、議決権を有する株式数が減少することに伴い、大株主の議決権比率は上昇することとなりますが、消滅する議決権の数は本株式併合前の議決権の総数の1%に満たない見込みであり、その上昇の幅は限定的なものにとどまるものと考えております。なお、具体的な議決権比率は、本株式併合の効力発生日の前日(2026年10月31日)現在の株主名簿に基づき確定するものであるため、現時点において確定していません。

当社は、2026年8月24日開催の取締役会において、本株式併合により多数の株主の皆様が単元未満株主となり、その議決権及び取引所市場における売買機会に影響が生じること、並びに当社に支配的な株主が存在する状況においてこれらの影響が生じることについて、慎重に審議いたしました。取締役会においては、①投資単位を適正な水準に調整する必要性、②単元未満株主となる株主の皆様の権利保護の方策(会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の買取請求制度に加え、前記3.及び6.のとおり単元未満株式の売渡請求制度を新たに導入すること)、③本株式併合に反対する株主の皆様に会社法第182条の4に基づく株式買取請求の機会が確保されていること、及び④大株主の議決権比率が上昇することが少数株主の皆様にも及ぼす影響について検討を行いました。その結果、単元未満株主となる株主の皆様が生じる影響は、単元未満株式の買取請求制度及び新たに導入する単元未満株式の売渡請求制度により相当程度緩和されるものと考えられること等を踏まえ、本株式併合を実施することが株主の皆様全体の利益に資するものと判断いたしました。

なお、当社の流通株式比率につきましては、本株式併合は株主の皆様の所有株式数を一律に10分の1とするものであり、流通株式数及び上場株式数のいずれもが同一の割合で減少することとなるため、本株式併合それ自体によって当社の流通株式比率が実質的に変動することはないものと考えております。他方、本日別途公表いたしました「特定の株主からの自己株式の取得に関するお知らせ」に記載の自己株式の取得により流通株式数及び流通株式比率は変動いたしますので、当社は、上場維持基準への適合状況を継続的に確認し、同基準に適合しないおそれが生じた場合には、速やかにその旨及び対応方針をお知らせいたします。

また、1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、前記4.のとおり市場における売却代金が交付されます。当該売却は市場において行われるものであり、交付される金銭の額は売却時点の市場価格により変動いたしますが、理論上、市場価格の変動による影響を除けば、端数の処理そのものによって株主の皆様の経済的価値が毀損されることはないものと考えております。

10. 上場市場について

本株式併合の効力発生後も、当社株式は引き続き株式会社東京証券取引所グロース市場に上場を維持する予定であり、本株式併合により上場廃止となるものではありません。

11. 日程

基準日設定に係る取締役会決議・公告	2026 年 8 月 7 日
臨時株主総会の議決権行使に係る基準日	2026 年 8 月 22 日
株式併合に係る取締役会決議	2026 年 8 月 24 日
電子提供措置開始日(予定)	2026 年 9 月 8 日
事前開示書面の備置開始日(予定)	2026 年 9 月 15 日
臨時株主総会招集ご通知の発送(予定)	2026 年 9 月 15 日
臨時株主総会開催日	2026 年 9 月 30 日
株式併合に関する株主への通知又は公告	2026 年 10 月 12 日まで
反対株主の株式買取請求期間	2026 年 10 月 12 日から同年 10 月 31 日まで
効力発生日	2026 年 11 月 1 日
株主様宛株式併合割当通知の発送(予定)	2026 年 12 月頃
端数株式の処分代金のお支払い(予定)	2026 年 12 月頃

(注)効力発生日以後の株式事務に係る具体的な日程につきましては、株式会社証券保管振替機構における処理日程等を踏まえ、確定次第お知らせいたします。

以 上

(ご参考)本株式併合に関するQ&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為です。今回、当社は普通株式 10 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q2. 株式併合の目的は何ですか。

A2. 当社は、2025 年 7 月及び 8 月に実施した 2 度の株式分割により、投資単位を 10,000 円まで引き下げてまいりました。もっとも、株式会社東京証券取引所が 2025 年 4 月に公表した「少額投資の在り方に関する勉強会」報告書では、個人投資家に対するアンケート調査の結果として、個人投資家が求める投資単位について「10 万円～」との回答が 26.2%と最も多くを占める一方、「1 万円～」との回答も 11.8%存在することが示されております。当社の現在の投資単位は、当該アンケート調査において最も多くの回答を集めた「10 万円～」の水準と比較すると、相当に低い水準にとどまっております。株価水準が低いことは、僅かな価格変動が比率としては大きく現れやすく、投資対象としての安定性の観点から改善の余地があります。このような状況を踏まえ、今般、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、10 株を 1 株に併合する株式併合を実施することといたしました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A3. 株主様の本株式併合後のご所有株式数は、2026 年 10 月 31 日の株主名簿に記載又は記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		端数株式
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	
例 1	10,000 株	100 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,234 株	12 個	123 株	1 個	0.4 株
例 3	100 株	1 個	10 株	なし	なし
例 4	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

例 1 に該当する株主の皆様は、特段のお手続きの必要はございません。例 2、例 3 で発生する単元未満株式につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度又は「単元未満株式の売渡請求(買増請求)」制度をご利用いただけます。例 2 及び例 4 で発生する端数株式は、当社が一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。例 4 のように所有株式数が 10 株未満の株主様は、株式併合により全ての株式が端数株式となるため、当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか。

A4. 本株式併合により株主の皆様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、本株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。したがって、株式市況の変動等の要因を別にすれば、本株式併合によって株主様ご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。なお、本株式併合後の株価は、理論上は本株式併合前の 10 倍となります。

Q5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A5. 本株式併合の効力発生前に、単元未満株式をお持ちの株主様は「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことで、端数の発生を軽減できる場合があります。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合により単元未満株式が生じますが、株式併合後も「単元未満株式の買取り」制度を利用できますか。

A6. 本株式併合後においても、本株式併合の効力発生前と同様に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。また、本株式併合に併せて導入する「単元未満株式の売渡請求(買増請求)」の制度により、お持ちの単元未満株式と併せて1単元(100株)となる数の株式を当社から買い増すこともできます。具体的なお手続きにつきましては、本臨時株主総会の招集ご通知においてお知らせいたします。

Q7. 投資単位(最低投資金額)はどうなりますか。

A7. 2026年8月21日現在の当社株価100円を例に挙げますと、本株式併合前における投資単位は次のとおりです。

本株式併合前:100円/株×100株=10,000円

この株価を前提にすると、本株式併合後の投資単位は理論上、次のとおりとなります。

本株式併合後:1,000円/株×100株=100,000円

※株価は、本株式併合に伴い、理論上は10倍となります。

Q8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A8. 次のとおりの日程を予定しております。

2026年8月7日 基準日設定に係る取締役会決議・公告(済)

2026年8月22日 臨時株主総会の議決権行使に係る基準日(済)

2026年8月24日 株式併合に係る取締役会決議

2026年9月30日 臨時株主総会開催日

2026年10月12日から10月31日まで 反対株主の株式買取請求期間

2026年11月1日 本株式併合の効力発生日

2026年12月頃 株主様宛株式併合割当通知の発送及び端数株式処分代金のお支払い

Q9. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A9. 特段のお手続きの必要はございません。なお、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

【単元未満株式の買取りについてのお問い合わせ先】

株主名簿管理人:三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711(通話料無料) 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)